

# 厚生労働省千葉労働局 定例記者会見配付資料

## <新着情報・重要なお知らせ>

### 1. 雇用調整助成金の拡充について

新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等に関する法律が成立したことに伴い、雇用調整助成金の更なる拡充を行いました。

#### 助成額の上限の引上げ及び助成率の拡充

##### 1. 助成額の上限の引上げ

1人あたり日額8,330円 ⇒ 「15,000円」に引上げ

##### 2. 解雇等をせず雇用の維持に努めた中小企業の助成率の拡充

原則 9 / 10 (一定の要件を満たす場合は 10 / 10 など)

⇒ 「一律 10 / 10 (100%)」に拡充

- 令和2年4月1日から9月30日までの期間を1日でも含む賃金締切期間が対象です。
- すでに受給した方・申請済みの方にも適用されます。
- 雇用調整助成金だけでなく、緊急雇用安定助成金も対象です。

#### 【遡及適用】

○上記の引上げ及び拡充については、既に申請済みの事業主の方についても、令和2年4月1日に遡って適用になります。追加支給分(差額)については、労働局・ハローワークで計算しますので再度の申請手続きは必要ありません。

○過去の休業手当を見直し(増額し)、従業員に対して追加で休業手当の増額分を支給した場合には、手続きが必要となります。

#### 緊急対応期間の延長

緊急対応期間の終期を3か月延長します。

緊急対応期間を、令和2年4月1日～令和2年9月30日までとしました。

#### 出向の特例措置等

雇用調整助成金の対象となる出向については、出向期間が「3か月以上1年以内」とされていますが、緊急対応期間内においては、これを「1か月以上1年以内」に緩和しました。

### 千葉働き改革推進支援センターによる出張相談会の開催について

雇用調整助成金の申請手続きを行う事業主をサポートするため、県内の8カ所のハローワークでは、千葉働き改革推進支援センター(千葉労働局委託事業)による出張相談会を実施しています。

※7月の開催場所やスケジュールは別紙リーフレットをご参照ください。

担当 【雇用調整助成金】職業安定部職業対策課 電話：043-221-4393

担当 【千葉働き改革推進支援センター事業】雇用環境・均等室 企画部門 電話：043-306-1860

## 2. 新型コロナウイルス感染症に関する助成金の創設について

### 新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援助成金

**助成の対象** ①～③の全ての条件を満たす事業主が対象です。

**令和2年5月7日から同年9月30日までの間に**

- ① **新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置として**、医師または助産師の指導により、休業が必要とされた**妊娠中の女性労働者が取得できる有給の休暇制度**(年次有給休暇を除き、年次有給休暇の賃金相当額の**6割以上**が支払われるものに限る)を整備し、
- ② 当該有給休暇制度の内容を新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置の内容とあわせて**労働者に周知**した事業主であって、

**令和2年5月7日から令和3年1月31日までの間に** (※)

- ③ 当該**休暇を合計して5日以上取得**させた事業主 (※新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置の告示の適用期間)

### 助成内容

対象労働者1人当たり **有給休暇計5日以上20日未満：25万円** \*1事業所当たり**20人まで**  
**以降20日ごとに15万円加算(上限額：100万円)**

### 申請期間

令和2年6月15日から令和3年2月28日まで

千葉労働局 雇用環境・均等室に

**本助成金及び新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置の相談・申請窓口**を設置しています

担当 雇用環境・均等室 企画部門 電話：043-306-1860

### 両立支援等助成金 介護離職防止支援コース「新型コロナウイルス感染症対応特例」

**助成の対象** ①、②のいずれの条件も満たす事業主が対象です。

- ① 新型コロナウイルス感染症への対応として利用できる**介護のための有給の休暇制度※(所定労働日で20日以上)**を設け、当該制度を含めて仕事と介護の両立支援制度の内容を**社内に周知**すること。
- ② 新型コロナウイルス感染症の影響により家族の介護のために仕事を休まざるを得ない労働者が①の休暇を**合計5日以上取得**すること。

※法定の介護休業、介護休暇、年次有給休暇とは別の休暇制度

### 助成内容

対象労働者1人当たり **合計5日以上10日未満：20万円** **合計10日以上：35万円**

**\*1事業主あたり5人まで**

### 申請期限

支給要件を満たした日から起算して2か月以内

なお、令和2年6月15日より前に支給要件を満たしていた場合は、8月15日が申請期限となります。

**「介護支援プラン」を策定した場合は、既存の介護離職防止支援コースも併給可**

担当 雇用環境・均等室 企画部門 電話：043-306-1860

### 3.新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金・支援金の上限額等の引上げ及び対象期間の延長について

新型コロナウイルス感染症に係る小学校等の臨時休業等により仕事を休まざるをえなくなった保護者の皆さんを支援するための、新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金・支援金について、助成金・支援金の上限額等を引き上げるとともに、対象期間を延長します。

#### [上限額等の引上げの概要]

適用対象は、令和2年4月1日以降に取得した休暇等

○助成金の支給額：休暇中に支払った賃金相当額 × 10/10  
※ 1日当たり8,330円を支給上限 ⇒ **15,000円を支給上限**

○支援金の支給額：就業できなかった日について、  
1日当たり4,100円（定額） ⇒ **7,500円（定額）**

#### [対象期間の延長の概要]

○対象となる休暇等の期限 令和2年6月30日まで ⇒ **令和2年9月30日まで**

○申請期間 令和2年9月30日まで ⇒ **令和2年12月28日まで**

#### 小学校休業等対応助成金（労働者を雇用する事業主の方向け）

新型コロナウイルス感染症の影響により、小学校等が臨時休業等した場合等に、その小学校等に通う子どもの保護者である労働者の休職に伴う所得の減少に対応するため、正規・非正規問わず、労働基準法の年次有給休暇とは別に、有給の休暇を取得させた企業を助成。

#### 小学校休業等対応支援金（委託を受けて個人で仕事をする方向け）

新型コロナウイルス感染症の影響により、小学校等が臨時休業等した場合等に、子どもの世話をを行うために、契約した仕事ができなくなった個人で仕事をする保護者を支援。

- お問い合わせは、 **学校等休業助成金・支援金等相談コールセンター** まで  
**0120-60-3999** 受付時間：9：00～21：00（土日・祝日含む）

担当 雇用環境・均等室（工藤） 電話：043-306-1860

### 4.高年齢者及び障害者雇用状況報告書の報告期限の延長について

毎年7月15日の報告期限を

**令和2年は8月31日（月）まで延長**します。

「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第52条第1項」、「障害者の雇用の促進等に関する法律第43条第7項」において、事業主は、毎年6月1日現在の高年齢者および障害者の雇用状況を、管轄のハローワーク（一部地域では労働局）を経由して厚生労働大臣に報告することが法律で義務付けられています。

#### 報告は、

①ハローワークに郵送もしくは持参、②電子申請（e-Gov）にてお願いします。

なお、新型コロナウイルスの感染防止のため、可能な限り、**郵送または、電子申請でご報告いただきますようお願いいたします。**

担当 職業安定部職業対策課（伊熊）

電話：043-221-4391

## 5. 高校生の就職活動開始時期（推薦時期・選考開始期日等）の変更について

新型コロナウイルス感染症の影響で、全国の高等学校で休業期間があったことにより、生徒の皆さんが不安を抱えたり、不十分な準備のまま就職活動にのぞむことが懸念されます。

そのため、生徒の希望・適性にあった就職を実現し、ミスマッチによる早期離職を防止する観点から、全国高等学校長協会、主要経済団体、文部科学省と厚生労働省において検討し、令和3年3月新規高等学校卒業者の推薦、選考開始期日などを以下のとおり変更しました。

また、これに伴い開催した千葉県高等学校就職問題検討会議における申し合わせにより、複数応募可能とする時期を変更しました。

生徒の皆さんが安心して就職活動ができるよう、ご理解・ご協力のほどお願いします。

### 1 企業による学校への求人申し込み、学校訪問の開始

7月1日  
(水)

変更無し

7月1日  
(水)

### 2 学校から企業への生徒の応募書類提出の開始

9月5日  
(土)

1か月  
後ろ倒し

10月5日  
(月)

※沖縄県は 8月30日(日) → 9月30日(水)へ変更

### 3 選考開始期日、採用内定の開始

9月16日  
(水)

1か月  
後ろ倒し

10月16日  
(金)

### 4 複数応募可能時期（千葉県） ※2社まで

10月1日  
(木)

1か月  
後ろ倒し

11月1日  
(日)

# 7月 出張相談会を開催します

## 相談内容

- ・雇用調整助成金の申請についてアドバイス
- ・働き方改革についてアドバイス

予約不要・相談無料・秘密厳守

## 7/1～7/31の土日祝日を除く毎日開催の会場

ハローワーク千葉、市川

以上の会場での開催時間は、9:00～17:00です。

## その他の会場と開催時間

ハローワーク茂原 1(水)、7(火)、8(水)、14(火)、15(水)、21(火)、22(水)、  
28(火)、29(水)

ハローワーク船橋 1(水)、3(金)、6(月)、8(水)、10(金)、13(月)、15(水)、  
(第一庁舎) 17(金)、20(月)、22(水)、27(月)、29(水)、31(金)

以上の会場での開催時間は、9:00～17:00です。

ハローワーク館山 6(月)、15(水)、20(月)、27(月)

ハローワーク佐原 2(木)、9(木)、16(木)、30(木)

ハローワーク銚子 2(木)、3(金)、7(火)、9(木)、10(金)、13(月)、16(木)、17(金)、  
(予約優先※) 20(月)、21(火)、22(水)、28(火)、30(木)、31(金)

※予約番号0479-22-7406 (ハローワーク銚子 助成金担当)

以上の会場での開催時間は、10:00～16:00です。

ハローワーク木更津 6(月)、13(月)、20(月)、27(月)

以上の会場での開催時間は、13:30～17:00です。

## 【問合せ先】

厚生労働省委託事業

## 千葉働き方改革推進支援センター

〒260-0013 千葉市中央区中央4-13-10千葉県教育会館本館4階

[電話] 0120-17-4864(土日祝、年末年始を除く)

[メール] [kaikaku@tsubokawa.jp](mailto:kaikaku@tsubokawa.jp)

